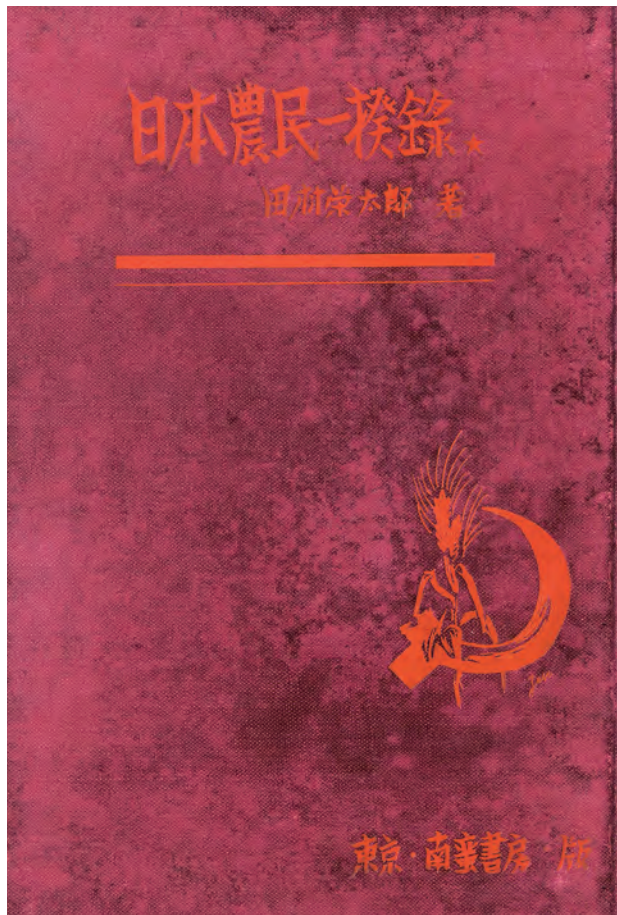


# 日本農民一揆録

復刊版



群馬地域文化振興会

田村榮太郎著

日本農民一揆錄

一九三〇版

東京 南蠻書房

## 序

本書は、徳川時代換言すれば封建制度崩壊期に於ける、特色ある社會運動事件を個々に記述し、最後に當時の治安維持法とも稱す可き、徒黨禁令と、其の效果に付て、解説した一篇を加へ年次に配列した。然し個々と雖も、從來の機械的にて弧立的な取扱ひ方でなく、有機的綜合的に取扱ひ、個々の問題の背後に潜む處の、眞因を極め且つは變化を見んと欲したのである。眞因を極めぬ歴史は、階級的社會に於ては、如何なる時代に於ける支配階級に於ても、共通して有利である。何故ならば、如何なる時代の支配階級も、過去の政治及び經濟的搾取を繼承して立たざるものなく、過去の搾取を暴露するは、其の時代に續く處の、次の時代の搾取事實を暴露し、支配的地位は、動搖せざるを得ぬが故である。本書に採録せる諸件を讀まるゝならば、現代と共通する處多きを、發見せらるゝであらう。

昭和五年三月

著者識

## 收容書目

上野沼田領主眞田伊賀守の非政と農民の愁訴（礮茂左衛門其他）

上野沼田領主土岐美濃守の見取田畑改税と農民強訴

徳川幕府岩代田島代官支配所農民郷頭の論争

徳川幕府出羽漆山代官支配所長瀬質地一揆

出羽上之山領町民、農民一揆

越後柏崎の亂

松平大和守  
酒井左衛門尉移封問題と農民運動

農民の徳川幕府政治批判

中山道高崎傳馬宿民強訴

徳川時代の治安維持法と其の効果

## 内容解題

## ○上野沼田領主眞田伊賀守の非政と農民愁訴

本篇は眞田の家督問題を遠因とする政治的搾取の過重と、伊賀守及び藩吏と政商の結托による兩國橋用材請負の爲め、領民を酷使したるを誘因とし、之れに幕府閣老の政争作用し、遂に封領を幕府に没取せらるゝに至つた問題である。現代の政争及び資本主義發達の研究上、必要であると思ふ。之の事件は、著者の資料等によつて、嘗て藤森成吉氏が「礮茂左衛門」と題して、戯曲を書かれ、以來礮茂左衛門と云ふ方が通りがよい。同氏の單行本礮茂左衛門に、「沼田領階級闘争史略」と題して、拙稿を掲げたのが、本件を公表した初めであるが、勿論徳川上期の問題で、資料も充分でなく、續いて帝國農會報に連載したが、當時に於ても不明な點あり、其後祕本とされて居た沼田盛衰記を謄寫寄贈され、遂に本問題の始終が明白になり、依て稿を起したのである。従て藤森氏の礮茂左衛門と、相違する處もある。

## ○上野沼田領主土岐美濃守の見取田畑改税と農民強訴

本篇は後の領主土岐美濃守が、大阪城代として任地に赴くに際し、輕租地を重租とし、其の費用の若干を補はんとし、爲めに領民は強訴反對した運動である。其の遠因は徳川幕府の大名政策に基くものである。眞田時代の

農民は、一貫した愁訴運動であつて、一般農民は表面に立たず、數名の代表者が、愁訴するに過ぎぬ。之の運動のみ見る時は、民家分散せる山間に於ては、大衆運動は不可能なる如く見ゆるが、後者をも觀察すれば、然らずと云へると思ふ。本件は年次よりすれば、上之山一揆の次にすべきだが、地理的便宜によつた。本篇は帝國農會報に掲載した事があるが、稿を改めた。

### ○徳川幕府岩代田島代官支配所農民郷頭の論争

本篇は徳川直轄地の國税とも云ふ可き幕府の租税過重に、地方税とも云ふ可き郷頭費用の過重によつて起つた問題である。農民は比較的撤廢し易き、郷頭廢止を主として運動を起した。其れに郷頭對名主の勢力争ひと、代官郷頭の密接なる關係もあり、現代地方官、地方政黨、國税地方税との問題と類似して居る處もある。

### ○徳川幕府出羽漆山代官支配所長濤質地一揆

本篇は政治的搾取を全からしめん爲め、徳川幕府が經濟的搾取を排除せんとし、田畑流質禁令を發し、爲めに質入農民が一揆した問題であつて、農業資本家の擡頭を觀るには、最も趣味ある問題であると思ふ。又政治的搾取と經濟的搾取の本体は、この一揆を通して、明白に觀取し得るであらう。

### ○出羽上之山領町民、農民一揆

本篇は出羽上之山町に蜂起した町民の米一揆を誘因とし、上之山領農民が一揆した二つの事件であるが、最も現代と比較して趣味のあるのは、藩吏と政商と結托して、津止めを行つた事である。津止め、津出しは、現代の税關的機能を有するもので、これは津止めを問題とし、次の越後柏崎の亂は、津出しが問題となつた。

### ○越後柏崎の亂

本篇は天保八年大鹽平八郎等の亂直後、生田國秀が越後柏崎に於て、亂を起した問題であつて、大鹽の亂を遠因とし、津出しを誘因としたものであるが、階級鬭争でなく、漠然ながら武士の支配權奪と觀るべきである。從來義民的に取扱はれて來たが、事實は然らず、浪人の運動で、生産者階級を立脚地とせるものでない。其の敗因に重きを置いた。

### ○松平大和守 酒井左衛門尉移封問題と農民運動

本篇は武藏川越城主松平大和守と、出羽庄内領主酒井左衛門尉の移封問題に付て、庄内領民が新領主松平大和守を排斥した問題であるが、領民の巧妙なる戰術と、支配階級が自己階級に利益なる爲め、現代に於ても舊領主を敬慕する念慮より出た精神運動として、讚美されて居る運動である。從來この運動に付ては、意識的か否か不明であるが、酒井と領民の關係のみを問題とされた。本篇は幕府閥老の黨派的争ひより、松平大和守の過去の民政を觀て、相對的に觀察し、領主に對する反抗運動と異なる處なき、階級的利益の擁護運動であると斷じたので

ある。

### ○農民の徳川幕府政治批判

本篇は幕末農民の理論闘争的訴状を、資料によつて考證解説したものである。然し其れは政治的搾取に對する理論闘争であつて、經濟的搾取は問題となつて居ない。何故ならば批判者が豪農なる故である。訴状は幕府政治的搾取の根本問題を論じ、現代に於ても、斯く政治的搾取を直視する學者は少ない。讀者諸君がこの訴状を熟讀せらるゝならば、得る處多しと信ずる。本篇は帝國農會報へ掲載した。

### ○中山道高崎傳馬宿民強訴

本篇は武士公家階級獨專の交通機關傳馬の使用激増に、災害加はりし爲め、遂に高崎城へ強訴した問題である。元來町民は計争に長じ、力に訴へる事は少なく、徳川時代に於ても、傳馬宿民の強訴は稀である。異例に屬するものではあるが、強訴によつて獲得せんとするものは、其の時代の傳馬宿に共通する宿場女郎屋等設置運動であつて、其れは農民運動には觀られぬ處のものである。

### ○徳川時代の治安維持法と其の效果



本篇は文藝戦線本年一月號に、日本社會史話と題し掲載した一部分である。

以上諸篇に掲載せる資料は、六號活字は全て資料の儘、他は何れも讀者の便を計り、讀みよく改めたものである。農民の運動に非ざるもの二件あるが、大部分は農民運動なるが故に本書の名題を農民一揆録としたのである。

# 目次

上野沼田領主眞田伊賀守の非政と農民の愁訴(磯茂左衛門其他)	一
一、沼田領支配沿革	三
二、檢地增收と收支	五
三、伊賀守の負債と兩國橋用材請負	一六
四、兩國橋用材勞役と茂左衛門	二四
五、兩國橋用材延引取調及び處罰	三三
上野沼田領主土岐美濃守の見取田畑改正と農民強訴	三六
徳川幕府岩代田島代官支配所農民郷頭の論争	七九
一、御藏入農民の訴狀と郷頭の反駁(上)	七九
二、御藏入農民の訴狀と郷頭の反駁(下)	九四
三、御藏入農民の再訴	一二三
四、農民郷頭の處罰	一二三
徳川幕府出羽漆山代官支配所長澁質地一揆	一三〇

一、政治的搾取と田畑流質禁令	一三〇
二、質田畑證文奪還一揆	一四〇
三、一揆農民斷罪と流質禁令の撤廢	一五六
出羽上の山領町民、農民一揆	一六九
一、町民一揆	一六九
二、農民一揆	一七四
三、町民、農民斷罪	一七八
越後柏崎の亂	一八〇
一、生田國秀の經歷	一八〇
二、亂の始末	一八五
松平大和守移封問題と農民運動	二二四
酒井左衛門尉	二二四
一、松平大和守財政難と移封問題の原因	二二四
二、幕府政争と酒井左衛門尉の民政	二三七
三、庄内支配被支配兩階級の移封反對運動	二四七
農民の徳川幕府政治批判	二六八

一、箱訴前の長谷川勘藏	二六八
二、將軍の奢侈と關東取締出役の農民壓迫	二七〇
三、將軍の奢侈と幕吏收賄	二八八
四、旗本苛斂誅求と農村戸口減少	二九二
五、貯穀制度と御仁恵の話	二九五
六、箱訴後の長谷川勘藏	三〇一
<b>中山道高崎傳馬宿民強訴</b>	<b>三〇四</b>
一、高崎傳馬宿窶狀	三〇四
二、強訴と處罰	三〇九
<b>徳川時代の治安維持法とその効果</b>	<b>三一</b>

上野沼田領主眞田伊賀守の菲政と農民の愁訴

(磔茂左衛門其他)

## 上野沼田領主眞田伊賀守の菲政と農民の愁訴

### 一 沼田領支配沿革

天和元年以前の沼田領とは、上野國利根郡、北勢多郡、吾妻郡百九十九方里の内、利根、北勢多の全郡及び吾妻郡の大部分を云ひ、上野國の面積の五割弱に當る。されど山嶽重疊殊に越後、信濃、岩代に接し、中秋に至れば白雪皚々、農耕の季節約四ヶ月、故に田畑甚だ少く、萬治三年上野國總收穫高によつて算出すれば、關東平野に面する上野地方は、一平方里に付て二千百九十四石の收穫あるに反し、之の三郡は百七十三石に過ぎぬ、如何に不毛の地多きか、察するに難くはなからう。

此の沼田領は、眞田昌幸統制前、則ち戰國時代は、利根、北勢多は沼田氏、吾妻は齋藤氏の統制する處であつた。沼田氏の統制下には沼田地衆なる者あり、地衆の主將は金子、恩田、下沼田、發知、岡谷、久屋、石墨、小川、師、小野、杉本、後閑、林、塚本等である。又吾妻地衆と稱する者は、羽尾、鎌原、富澤、湯本、西窪、横谷、浦野、木暮、赤澤、鹿野、青柳等である。吾妻三原庄を領有する鎌原は、齋藤に反するの意あつて、同族眞田幸隆を介して甲斐の武田に援助を求め、之れを知つて齋藤は、鎌原眞田の同族羽尾を以て討せんとし、此處に初めて眞田が武田の部將として、上野吾妻地方へ闖入したのである。永祿八年齋藤滅び、天正九年羽尾は鎌原、湯本等の言によつて滅び、先づ吾妻は眞田の統制する處となつた。沼田は臣金子美濃守等の反逆によつて天正九

年減び、之の沼田地衆はこれより上杉に服し、謙信死するや北條に屬し、眞田の招きに應じて沼田城を渡し、此處に眞田は三郡を統制し、眞田の主武田勝頼は跡部大炊介の名を以て「本領八十貫文の地、今度の忠賞として薄根の内二十貫文の處、都合百貫文の地を宛行はるゝ也。猶忠信によつて御恩賞あるべきの旨」と金子を賞した。外沼田地衆もそれ〴〵賞したが、眞田は沼田地衆に油斷せず、信濃より從屬して來た家臣所謂譜代の上位にある者に、地衆に對し狼藉致さぬやうに申付られ、懇切を加へ可き事。二の曲輪より内へ、地衆出入一切停止され可き事。等を、下位の者に申付けよと命じた。尤もこれは名胡桃城に對する令ではあるが、推して知るべきである。長尾減びて其の臣野村、室賀減びて其の臣堀田等從屬し、眞田の家臣は複雑なものとなつた。天正十年武田減びて眞田は獨立し、同十八年北條減びて關東の領域稍定つて以來、地衆の下位にある者を歸農させて村役人等とし、續いて沼田地衆の主將金子美濃守等の知行を奪ひ、或は政治より除外した。家臣最高の知行は同族鎌原五百石、次は沼田地衆の金子四百五十石、三位は同族稱津であるが、徐々に金子の知行を沒取した。其の方法は加澤記に、「百貫文の知行所替と□□先京入を給り、其年の暮、矢澤浦野を以て領地檢地し給て、追員の郷にて荒地を高に結び給り、無役にして彼處の住人一場太郎左衛門縁者たるに依て、此處にて病死したりけり。」とある。慶長四年眞田昌幸は信濃上田に移り三萬八千石を領し、沼田領二萬七千石を長子伊豆守信之に與へた。信之の妻は徳川家康の臣本多忠勝の女であるが、家康の養女として嫁した者、政策による結婚と見べきである。父及び幸村豊臣に屬して徳川と争ふや、信之は徳川に屬して戦ひ、父弟没落の後は父の舊領を合せ領し、後三萬石を加へられ、元和五年二男大内記信政と信濃上田に移り、沼田は長子河内守信吉に與へた。寛永四年信吉に酒井雅業頭忠世の